

備南水道企業団入札契約制度改正について

平成26年1月6日

備南水道企業団の入札契約制度について、次のとおり改正事項等をお知らせします。

1 配水管技能者等の届出時期の変更について

(1) 改正内容

一般競争入札（条件付）においては、発注業種が水道施設工事（送・配水管布設工事に限る。）の場合、配水管技能者等（水道配水用ポリエチレン管布設工に係る技術者を含む。以下同じ。）を入札参加資格審査申請時に届け出ることとなっていました。契約締結時に届け出ることに変更します。

(2) 施行年月日

平成26年1月6日以後の公告（指名通知を含む。）分から

※ 落札者となったにもかかわらず、契約締結時に、配水管技能者等が配置できないことを理由に契約が締結できない場合は、指名停止措置の対象となりますので、十分に注意してください。

平成25年6月1日付け「平成25年度備南水道企業団入札契約制度改正」のとおり、平成25年12月1日以後の公告（指名通知を含む。）分から、企業団発注の全ての工事について、在籍出向者は現場代理人として認められません。落札者となったにもかかわらず、契約締結時に、現場代理人がいないことを理由に契約が締結できない場合は、指名停止措置の対象となりますので、十分に注意してください。